

---

## 《パートナーシップ関係にある方、里子の入居について》

---

【注】「指定法人管理型都民住宅」における、パートナーシップ関係にある方、里子の入居については、各指定法人（住宅管理者）の判断によります。

＜パートナーシップ関係にある方とは＞

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた自治体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。

＜里子とは＞

「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童」をいいます。

指定法人管理型都民住宅のご案内の中では、「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」「里子」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。

パートナーシップ関係の相手方がいる方の申し込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ、法律上の配偶者がいないことが要件となります。